

第2節 届出対象行為

第1項 届出の対象となる行為

景観計画区域及び重点地区において、以下の行為を行う場合には、あらかじめ届け出が必要になります。

表. 景観計画区域における届出対象行為及び規模

景観形成行為	重点地区	重点地区以外の景観計画区域	
		市街地区域	農山漁村区域
① 建築物	新築、増築、改築若しくは移転	■延べ面積 10 m ² 以上のもの。	■延べ面積 100 m ² 以上のもの。
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	■上記のもので、公共の用に供する土地 ^{※3} に面する各壁面若しくは屋根面 ^{※4} の1/4以上のもの。	■上記のもので、公共の用に供する土地 ^{※3} に面する各壁面若しくは屋根面 ^{※4} の1/2以上のもの。
② 工作物 ※1	新築、増築、改築若しくは移転	■高さ 1.0m 以上のもの。	■高さ 10.0m 以上のもの。
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	■上記のもので、公共の用に供する土地 ^{※3} に面する外観 ^{※4} の1/4以上のもの。	■上記のもので、公共の用に供する土地 ^{※3} に面する外観 ^{※4} の1/2以上のもの。
③ 開発行為	■面積 500 m ² 以上のもの。		
④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	■切土、盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが 3m、かつ長さが 30m 以上のもの。		
⑤ 木竹の伐採	■高さ 7.0m 以上、又は長さ 10.0m 以上の木竹の伐採。	■面積 300 m ² 以上の土地における木竹の伐採。	■面積 1,000 m ² 以上の土地における木竹の伐採。
⑥ 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	■高さが 3.0m 以上のもの。 ■堆積に係る土地の面積が 300 m ² 以上のもので、かつ堆積期間が 60 日以上のももの。		
⑦ 水面の埋立て又は干拓	■面積 1,000 m ² 以上のもの。		
⑧ 特定照明 ^{※2}	■以下のすべてに該当するもの。 ・届出対象となる規模を持つ建築物及び工作物に対して行われるもの。 ・特定照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更。 ・照明期間が 60 日以上のもの。		

※1 届出の対象とする工作物は、建築基準法に規定されている以下のものとします。

- a. 擁壁、門、さく、塀等
- b. 煙突
- c. 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等
- d. 広告塔・広告板、装飾塔、記念塔等
- e. 高架水槽、サイロ、物見塔等
- f. 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等
- g. 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等

※2 特定照明とは、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明。

※3 公共の用に供する土地とは、不特定多数の人が自由に利用できる道路などの公共施設等。

※4 壁面、屋根面、外観は、それぞれの鉛直投影面積、若しくは水平投影面積とします。

第2項 届出の対象外となる行為

前頁で定めた行為のうち、以下の行為は届出が不要となります。このほか、通常の管理行為や軽易な行為などは対象となりません。

表. 届出が不要となる行為

項目	届出が不要となる行為
建築物の建築等	設置の期間が60日を超えない仮設建築物の建築等（政令第8条第2号等）
	容易に望見できない場所につくられる建築物の建築等（政令第8条第1号等） ※地下に設ける建築物や道路等の公共の場所からは容易に見ることができず、通常、所有者等の限定された者のみしか見ることができない建築物 など
工作物の設置等	設置の期間が60日を超えない仮設工作物の設置等（政令第8条第2号等）
	容易に望見できない場所につくられる工作物の設置等（政令第8条第1号等） ※地下に設ける工作物や道路等の公共の場所からは容易に見ることができず、通常、所有者等の限定された者のみしか見ることができない工作物 など
木竹の伐採	木竹の伐採で次に掲げるもの（政令第8条第3号） ・除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 ・仮植した木竹の伐採 ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
	農林漁業を営むために必要な木竹の伐採（政令第8条第4号ハ） ※森林の皆伐を除く
その他	他の法令による許可等を受けて行う行為 ※文化財保護法による重要文化財等の現状変更行為や修理の許可 など
	非常災害のために必要な応急措置として行う行為（法第16条第7項第2号）
	法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（政令第8条第4号イ）
	その他景観法第16条第7項に掲げる行為 ※景観重要建造物や景観重要公共施設の規定による許可を受けて行う行為 など

【行為の制限に係る罰則について】

- 変更命令に違反したもの、又は相当の期限を定めての原状回復命令等にも違反したものは、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります（景観法第101, 102条）。
- 景観計画区域内において、届出をせずに行為に着手したもの、又は虚偽の届出をしたものは、30万円以下の罰金に処されることがあります（景観法第102条）。
- 行為の着手の制限に違反して、景観行政団体が届出を受理した日から30日の期間を経ずに届出に係る行為に着手したものは、30万円以下の罰金に処されることがあります（景観法第102条）。

ただし、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、期間を短縮することができます。